

平成24年第11回（11月）

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成24年11月9日(金)  
開 会 10時00分 閉 会 10時42分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 15名

出席委員数 13名

欠席委員数 2名

出席委員の氏名

是木 輝義	賀部 正直
	豊田 和義
和才 直俊	石丸 茂信
岡 万寿夫	矢頭 道雄
土屋 豊一	恒成 一治
守口 正典	若山 清敏
高原 孝幸	是木 則幸

欠席委員の氏名 瀬口 勝美、奥家 信弘

4. 付議事項

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請書について  
1件

議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請書について  
1件

議案第23号 吉富町農用地利用集積計画の承認について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について  
3件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 榊 秀治

事務局職員 和才 薫

6. 会議の概要

事務局長 委員の皆さんおはようございます。ただ今より平成24年第11回総会を開催いたします。なお、本日は瀬口副会長、奥家委員より都合により欠席との連絡をいただいておりますので委員13名での開催となります。

それでは、開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

委員のみなさんおはようございます

11月に入り朝晩は寒い日もありますが穏やかな日が続いているようです。こんな暖かい日が続いていいのかなとも感じているところです。

それでは、ただいまから平成24年第11回総会を開催いたします。最初に本日の議事録署名人として土屋委員と守口委員のお二人を指名いたします。それでは「議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

「議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について」を説明します。1ページからをご覧ください。この案件は、実父より息子さんが農地の生前贈与を受け、経営委譲により引き続き耕作を行うための所有権移転を目的とした案件です。

申請農地の表示ですが、資料にあります大字広津〇番地〇他13筆、合計面積6,523㎡です。内自作地は3,207㎡、貸付地3,316㎡となっています。

(以下、資料に沿い、所有者、耕作者、譲受人、農機具保有状況、農地の位置図等の内容を朗読)

申請内容は以上です。この案件につきまして9ページに示していますように農地法第3条の許可審査判定基準に照らしますと、許可上の非該当要件である農地法第3条第2項第1号から第7号の7要件のいずれにも該当しないと思われまます。以上、よろしくご審議願います。

会 長

それでは、地元委員の恒成委員さん、申請人の状況など何か補足説明がありましたらお願いします。

恒成委員

事務局が説明した通りなんですけど、現所有者のH.Tさんと色々話したんですが、「もう89歳だし、死んだ後に色々あるよりは先にやってた方が良かろうと思う」とのことであり、自転車に乗るのもふらふらする状況でもあり、「今年からは芋を掘るのも辛くなった、畑ももう作れんようになった」などのことから息子に譲るのがベターとなったそうです。特に問題はないと思います。以上です。

会 長

ありがとうございました。皆様方より議案第21号について何か質疑はございますか。

(質疑なし)

事務局

先程、説明もれがありまして、現在父名義にて契約しています利用権による貸し借りにつきましては、そのまま継続し、次回更新時に新たに息子名義にて契約を検討するとのことでした。

会 長

何かございませんか、ございませんようでしたら、議案第21号については承認することにご異議はございませんか。

各委員

異議なしの声あり

会 長

では、議案第21号に関しましては承認することと決めます。次に、「議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について」です。事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局

「議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について」を

説明します。資料の10ページからをご覧ください。この案件は、家業の建築業を営むにあたり、申請地隣接の実家にある事務室が手狭になったため、新たに事務室と駐車スペース4台分を設置する目的で都市計画用途地域「第1種住居専用地域」にある自己所有農地である田を造成する転用申請です。

また、当地は10年程前の申請者の亡くなった父の時代に既に造成されており、無知識により無許可造成を行ったことに対する始末書が添えられての許可申請となっています。資料内容を朗読します。

#### 申請農地の表示、転用理由等

大字広津〇〇番〇 田 311㎡、事務室1棟、駐車場4台

所有者 : Y. K

耕作者 : なし

申請人 : 吉富町大字広津〇〇番〇 Y. K

#### 転用目的実現の確実性

借入金（実母よりの融資証明付）

#### 付近農地被害の有無

無し（隣接農地なし）

#### 排水処理・し尿処理方法

当面は生活排水、雨水排水ともに北側町道側溝へ排水、及びし尿は汲み取りとし、現在工事中の下水道工事完成後、生活排水・し尿を接続予定（H25.6月下水道供用開始予定）

#### 地元和井田地区農業委員

矢頭 道雄

#### 農地区分

都市計画用途地域「第1種住居専用地域」内の農地であることから農地区分の適用規定の第2-1-(1)-エー(ア)-b-(c)に該当し、第3種要件の農地であると判断されます。

よろしくご審議願います。

会 長        それでは、地元委員の矢頭委員に現地の状況などの説明をお願いします。

矢頭委員    ただ今説明があった通りです。当地は約10年前から埋めて使用していたので、親の代から何回も宅地変更の許可を取るように注意はしてきたがなかなかせず、今回やっと申請したような状況です。周囲の農地等には問題はありません。

会 長        ありがとうございます。皆様方より議案第22号について何か質疑はございますか。

（質疑なし）

会 長        ございませんようでしたら、議案第22号については承認することにご異議はございませんか。

各委員        異議なしの声あり

会 長        では、議案第22号に関しましては承認することと決めます。

つづいて「議案第23号 吉富町農用地利用集積計画の承認について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局 「議案第23号 吉富町農用地利用集積計画の承認について」を説明します。資料の18ページからをご覧ください。吉富町農用地利用集積計画ですが、市町村長が農用地利用集積計画を定める場合には、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を経るとなっています。資料19ページをごらんください。今回11月の利用権設定の件数は、新規は25件で21,842㎡、更新は79件で83,577㎡、合計は104件で105,419㎡となっています。農用地利用集積計画の各筆の内容につきましては、20ページからに一覧表を添付しておりますのでご覧ください。また、各契約書の原本は回覧していただいておりますのでご確認ください。

会 長 事務局より説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします

若山委員 事務局の説明で、現在全農地の38.2%が貸し借りされた農地となっているとありましたが、借り手も今はできるが、今後高齢化が進んでいくと、誰が農地を管理してくれるのか、担い手が居なくなった場合を想定すると、こういった農地はどうなるのかなと思います。新たに農家を始めようかという方は少ないんじゃないかなと思いますし、そういった将来的な考え方について行政としては何か手立ては考えているんでしょうか。

事務局 まさにそのことが本町だけでなく全国的に懸念されている状況でして、そういったことから現在、農地・農家の方向づけとして「人・農地プラン」が全国の市町村にて策定されています。その中で、担い手づくりが掲げられており、従来の担い手に加え、次世代の新たな担い手の育成も重要視されています。本町でも現在若い担い手として2、3人の名が上がっていますが、その方々を加えての担い手の組織づくりに取り組んでおり、より多くの若手も増やしたいと政策としては行っていますが、本町の農地面積程度で上手く育成、軌道に乗れるか心配な面はあります。その他、農地を作れない方に対し、町に10年間の白紙委任を頂き、担い手へ農地集積を図った場合に両方へ国から助成金がでる制度できており、そういった制度も活用し担い手の育成を進めております。

会 長 他にご質疑はありませんか  
(質疑なし)

それでは、議案23号につきまして承認することにご異議ございませんか。

各委員 異議なしの声あり

会 長 では、「議案第23号 吉富町農用地利用集積計画の承認について」は承認することと決めます。

次に報告事項として「農地法第18条第6項の規定による通知につ

いて」であります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 「農地法第18条第6項の規定による通知について」ですが、これは賃貸借の合意解約を行ったときには農業委員会へ通知することになっており、その通知を受けての報告案件です。今回は3案件の報告があります。資料の24ページをご覧ください。

(資料内容朗読報告)

会 長 この件に関しましては、報告事項ということですが、皆様方よりなにか質疑はございますか。

(質疑なし)

会 長 では、その他として事務局から何かありますか

事務局 はい、2点ほどあります。

1点目は、本日、委員さんの手元に農業年金のチラシを配布させていただいておりますが、この12月から2月にかけては農業者年金加入推進重点月間となります。60歳未満で国民年金1号被保険者で年間60日以上農業に従事する方が加入することが出来ます。各地区内にて該当者の掘り起こしと加入の推進に付きましてお願いします。

もう1点は、農業会議より委員用としてカレンダーの配布を受けていますのでお持ち帰りください。以上です。

会 長 委員の皆さん、その他何かございますか。

(特になし)

特になければ次回総会の日程ですが、事務局お願いします

事務局 予定どおり12月10日(月)10:00から当会場を提案しますがどうでしょうか。

各委員 異議なし

会 長 それでは、これをもちまして委員会を終了いたします。皆様、お疲れ様でした。

10時42分 閉会